

公権力の行使に係る国家賠償責任(3)

(百選「Ⅱ-237」～「Ⅱ-242」)

問題 001

国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができない場合は、国又は公共団体の国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を認めることはできない。

001 解答：誤り

一定の要件の下において、国又は公共団体は、加害行為不特定の故をもって国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることができないとした。(Ⅱ-237)

問題 002

レントゲン写真による検診及びその結果の報告は、医師が専らその専門的技術及び知識経験を用いて行う行為であって、医師の一般的診断行為と異なるところはないから、特段の事由のない限り、それ自体としては公権力の行使たる性質を有するものではない。

002 解答：妥当である。(Ⅱ-237)

問題 003

国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、国又は公共団体が加害行為不特定をもって国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることはできないとされるのは、それら一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為にあたる場合に限られ、一部にこれに該当しない行為が含まれている場合には、もとより右の法理は妥当しない。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－237)

問題 004

都道府県警察の警察官がいわゆる交通犯罪の捜査を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合において国家賠償法1条1項によりその損害の賠償の責めに任ずるのは、原則として都道府県であるが、警察職員の任免権及び指揮監督権を持つ国も賠償責任を負う。

004 解答：誤り

国は原則として賠償責任を負わないとした。

(Ⅱ－238)

問題 005

都道府県警察の警察官が警察の責務の範囲に属する交通犯罪の捜査を行うことは、検察官が自ら行う犯罪の捜査の補助に係るものであるときのような例外的な場合を除いて、当該都道府県の公権力の行使にほかならないものとみるべきである。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－238)

問題 006

都道府県警察の警察官の行う捜査が司法警察職員としての職務にあたるものであることは、その捜査が国の事務にあたるものとすべき根拠になり得る。

006 解答：誤り

その捜査が国の事務にあたるものとすべき根拠とするには足りないとした。(Ⅱ－238)

問題 007

公権力を違法に行使した警察官が警視正以上の階級にある者ではない場合、その者の任免及びその者に対する指揮監督の権限が国家公安委員会によって任免され法制上国家公務員の身分を有する警視総監又は道府県警察本部長によって行使されるものであるからといて、都道府県の処理すべき事務にかかる警察の事務を都道府県警察の警察官において執行すること自体までが国の公権力の行使にあたることになるものと解すべきではない。

007 解答：妥当である。(Ⅱ－238)

問題 008

都道府県による社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した児童に対する当該施設の職員等による養育監護行為は、都道府県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為と解すべきではない。

008 解答：誤り

都道府県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為と解するのが相当であるとした。(Ⅱ－239)

問題 009

国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、当該被用者の行為が国又は公共団体の公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う場合には、被用者個人が民法709条に基づく損害賠償責任を負わないのみならず、使用者も同法715条に基づく損害賠償責任を負わないと解するのが相当である。

009 解答：妥当である。(Ⅱ－239)

問題 010

行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ右行政処分につき取消又は無効確認の判決を得なければならない。

010 解答：誤り

あらかじめ取消又は無効確認の判決を得なければならないものではないとした。(Ⅱ－240)

問題 011

農地買収計画に基づく買収の無効の確認を求める訴訟が、行政庁の不法行為による国家賠償を求める目的に出たものであるということだけでは、本件買収計画の取消後においても、なおその無効確認を求めるにつき法律上の利益を有するということの理由とするに足りない。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－240)

問題 012

固定資産の価格の決定及びこれに基づく固定資産税等の賦課決定に無効事由が認められない場合であっても、公務員が納税者に対する職務上の法的義務に違背して当該固定資産の価格ないし固定資産税等の税額を過大に決定したときは、これによって損害を被った当該納税者は、地方税法432条1項本文に基づく審査の申出及び同法434条1項に基づく取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行い得る。

012 解答：妥当である。(Ⅱ－241)

問題 013

行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、あらかじめ当該行政処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではなく、このことは、当該行政処分が金銭を納付させることを直接の目的としており、その違法を理由とする国家賠償請求を認容したとすれば、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られるという場合であっても異なる。

013 解答：妥当である。(Ⅱ－241)

問題 014

知事等の職務行為を理由とする国家賠償の請求では、知事個人、県農地部長個人を相手方とする請求に理由があると解すべきである。

014 解答：誤り

国又は公共団体が責任を負うのであって、知事個人、県農地部長個人を相手方とする請求は理由がないとした。
(Ⅱ－242)